

記者発表資料

令和7年12月24日
広島県教育委員会

教職員の懲戒処分について

令和7年12月24日付けで、次のとおり、懲戒処分を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
県立学校 教諭 (56歳)	戒告	令和7年4月4日（金）午後1時20分頃、広島市内の駅構内において、券売機で切符を発券する際、パスワードを失念して切符の発券ができなかつたことで感情的になり、自身の右手拳を強く握り、小指を下にした状態で券売機を1回叩いて破損させた。 このことは、信用失墜行為の禁止を定めた地方公務員法第33条の規定に違反する。

【担当】

教職員課 県立学校人事係長 内田 俊行
(内線) 4922
(直通電話) 082-513-4922
(e-mail) kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp